

申請書類一覧表

(◎：必須 ○：場合により必須 △：任意)

	船揚場（斜路）		岸壁・防波堤等		
		動力式 ゴムボート 使用		寄港に よる係留	移動式 クレーン 使用
指定（指示）施設使用許可申請書 （別紙様式-1）	◎	◎	◎	◎	◎
船舶検査証書の写し*	◎	◎	◎	◎	◎
船舟全体を撮影した写真* ・ 船体番号等が確認できること ・ 動力式ゴムボートの場合、船体番号及びオレンジ色の旗が確認できること	◎	◎	◎	◎	◎
海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し*	◎	◎	◎	◎	◎
船舶使用承諾書*（別紙様式-2） ・ 申請者と船舶所有者が異なる場合	○	○	○	○	○
土地駐車場使用承諾書*（別紙様式-4） ・ 駐車場の確保が必要な漁港の場合	○	○	-	-	-
損害賠償保険・保険証券等写し*	△	△	△	△	△
ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項（別紙様式-9） ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合	○	○	-	-	-
船体管理人選任届*（別紙様式-3） ・ 漁港所在の市町村に居住の方は不要	-	-	○	-	-
船舶横付け施設使用承諾書*（別紙様式-5） ・ 複数隻を横付け係留する場合	-	-	○	-	-
「遊漁船業の適正化に関する法律」第5条第2項による都道府県知事からの通知書の写し ・ 遊漁船業者として登録を受けている場合	△	△	△	△	△
クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書*（別紙様式-6） ・ 申請者とクレーン操作者が異なる場合	-	-	-	-	○
クレーンを操作する資格を証明する修了書又は免許証の写し* ・ 申請者とクレーン操作者が異なる場合、操作する方の修了証等	-	-	-	-	◎
玉掛け技能講習の修了を証明する修了証の写し* ・ 申請者とクレーン操作者が異なる場合、操作する方の修了証等	-	-	-	-	◎

* 同一市町村の漁港使用歴があり、前回添付した書類内容に変更がない場合、添付資料の提出を省略できます。（船舟写真は、前回から1年以内の申請に限り、省略できます。）

添付書類を省略し、許可後に添付書類の内容に変更があった時（船舶免許の更新により、新たになにに交付を受けた、船体管理者を変更した等）は、速やかに変更後の添付書類（新たに交付された免許証の写しなど）を許可を受けた市町村まで提出してください。